

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで
姉が20歳から国民年金保険料を納付しているため、私も20歳から納付しているはずである。同居する両親と自営業を営み、両親の国民年金保険料と一緒に納付した。父、母及び姉に未納は無く、申立期間以外の私の国民年金保険料も未納は無い。国民年金保険料を支払ったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の未納期間は申立期間の1回のみで、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は自営業を営む両親と同居し、家業の一部を任せられ両親と共に仕事をしており、両親は、申立期間を含む国民年金の被保険者期間について保険料を完納している。

さらに、申立人の姉の国民年金加入手続について検証した結果、姉も申立人と同様に20歳到達時に加入手続をしておらず、さかのぼって20歳までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、その後、保険料の未納は無い。

加えて、申立人は、申立人が自営業で得た収入から、国民年金保険料を含む家計の支払いに必要な現金を両親に渡し、両親が家族全員の保険料を納付していたとしており、申立期間を除いて家族全員に未納期間は無いことからみて、その主張は基本的に信用でき、不自然なところはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から58年5月まで
昭和55年に結婚して現在の住所に変わったが、妻が国民年金に加入していたので、転入の手続をA町役場で行ったとき、自分の分の届出も行った。独身のときは定かではないが、少なくとも結婚後は妻が二人分の国民年金保険料を支払っていた。

当時は婦人会から集金に来てくれていて、その都度現金で保険料を支払っていた。目の前で年金の集金台帳に認印を押してくれていた。

平成14年に年金の加入記録をA町役場にて確認したところ、役場のミスで台帳に私の氏名が無いとのことであった。私が所持していた年金手帳の番号は別人のものであるため、誤って交付した手帳の返却を求められ、これに応じた。

自分の支払った保険料が間違っているとされる人の納付記録になっていないとも限らない。納得できるよう徹底した調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は国民年金に加入していないこととなっている上、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない。

しかしながら、申立人は、別人の国民年金手帳記号番号が付された申立人名義の国民年金手帳をA町により交付されていたことを主張しており、これをA町役場も認めていることから、社会保険庁とA町役場との間で申立人の国民年金に係る情報のやり取りなどが十分であったとは言い難い。

また、申立人の分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする妻は、申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、婦人会の役をしていた人から、婦人会にて国民年金保険料の集金をしていたとの証言が得られ、申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 45 年 3 月まで
② 平成 12 年 8 月から同年 10 月まで

私は、昭和 49 年ころ、義母から、国民年金の未納分を払っておかないと将来年金がもらえなくなるとの話になり、下の息子を連れて役場に行き、納付に必要となる金額を教えてもらい、納付した。それ以降は、地区の納付組織に家族分の保険料を納付しており、途中からは郵送されてくる夫婦分の納付書を銀行等で納付していた。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、申立人と同居していた家族（義父、義母、夫）は国民年金加入当初から 60 才到達まで国民年金を完納している上、それぞれ過年度納付及び特例納付を数度行うことで家族の過去の未納期間を解消していたことがうかがえるほか、申立人の申立内容は詳細かつ具体的であり、申立人の申立内容について特段不合理な点は認められない。

申立期間②について、申立人は、夫婦分を一緒に納付したとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、平成 12 年 8 月から 13 年 3 月までの未納分を 13 年 6 月に発行された社会保険事務所の納付書に基づき過年度納付していることが確認できる。申立人についても、夫と同様に過年度納付を行うためには社会保険事務所で納付書が発行されることが必要であるが、申立人は 13 年 6 月時点で既に 60 才になっていたことから社会保険事務所での過年度未納保険料に係る納付催告の対象から外れており、申立人の申立期間②に係る納付書は発行されていないことが確認できる。したがって、夫婦分を一緒に納付したとする申立人の主張は、これらの事実とは異なっており、

ほかに申立期間②について申立人の国民年金保険料の納付があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人が、昭和39年3月1日から同年6月1日までの期間に勤務していたとするB社は、当該期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、当該期間の保険料を同社により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を39年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から39年2月1日まで
② 昭和39年3月1日から同年6月1日まで

私は昭和36年3月17日にC社に入社し、退職するまでの間、転勤及び出向によりそれぞれの事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を継続して控除されていた。

しかし、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の加入期間に複数回、空白期間が生じているのは納得できない。

期間はわずかなもので、割り切ろうと考えるも、C社の社員として誇りを持ちただ一筋に頑張ってきたのに、一方ではその証である厚生年金保険加入期間が途切れることに、どうしても納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

人事発令及び異動履歴記録により、申立人は、昭和 36 年 3 月 17 日に C 社 D 支店に入社以来同一企業グループ内の事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①において、当時の複数の同僚から、申立人は、A 社に出向していたが、この間も C 社グループに継続して在籍していたとの証言もある上、A 社に申立期間当時在籍していた同僚で厚生年金被保険者記録が欠落している者もない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において、申立人は昭和 38 年 12 月 1 日に A 社に着任し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。また、申立期間①の標準報酬月額については、39 年 2 月の社会保険事務所の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②において、昭和 39 年 4 月 23 日付で A 社より B 社に送付されてきた退職者の厚生年金保険被保険者証の送付案内文書等により、申立人が、申立期間②の当時、B 社に在籍していたものと推認できる。

また、B 社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、在籍していた全員の同僚において昭和 39 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の標準報酬月額を算定の基礎とされていること、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書によると、B 社における資格取得日が当時在籍していた一部の同僚の記録において 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日に訂正されている形跡があることから、申立人は同年 3 月 1 日から、B 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B 社は、昭和 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の法人登記は同年 2 月 14 日であり、また、当時の同僚は、会社設立の準備段階から申立人を含めて 7 人の従業員が従事していたと証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 39 年 3 月 1 日に B 社に着任し、

厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 39 年 6 月の社会保険事務所の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の厚生年金保険料の給与控除に関する資料を保管していないことから、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部C工場における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、同年8月の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から同年9月1日まで
昭和37年3月27日にA社(現D社)に入社し、平成15年6月21日にD社を定年退職した。この間一度も退職したことは無い。したがって、昭和41年8月1日から同年8月31日までの期間に空白は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が提出した人事記録及びD社健康保険組合が提出した健康保険加入証明書により、申立人がA社(現D社)に継続して勤務し(昭和41年8月1日にA社E事業部から同社B事業部C工場に異動し、41年9月1日に同社B事業部C工場から同社E事業部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和41年7月及び41年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月12日から同年7月10日まで

私は、昭和40年3月1日付でA社C工場から同社B支店に転勤となった。社会保険庁の記録では、昭和40年3月から同年6月までの4か月間空白となっている。私は、同社が社名変更したD社を平成14年3月に退社するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、D社。）の辞令、従業員名簿、社内履歴及び給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年3月12日に同社C工場から同社E出張所（社会保険庁の記録上は同社B支店）に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年3月1日に、資格喪失日に係る記録を29年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から29年11月1日まで
昭和28年3月から29年10月までA社で勤務した。同社はB駅前にあり、入社した年の5月ころ健康保険被保険者証をもらったことを覚えている。仕事の内容はCなど紡績工場で使う部品を製造していた。厚生年金保険の加入期間照会のため社会保険事務所に行き、当時の被保険者名簿を見たが、かなり劣化しており、記録が見落とされた可能性がある。同社で勤務していた期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立に係るA社について、その従業員数や部署、業務内容、製造品である「C」など詳細に覚えており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立内容にプレス機を使ってCを製造する部署で一緒に仕事をしてきた上司の名前を挙げており、その上司には厚生年金保険の加入記録が存在する。

さらに、A社における厚生年金被保険者名簿によると、被保険者期間が短期間であった従業員が多数いたことが確認できる上、申立人が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、同社は従業員すべてを社会保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が昭和34年6月25日に全喪しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後標準報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る28年3月から29年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで

平成元年7月に会社を退職後、A市役所出張所で国民年金への切替手続きを行い、その後送付された納付書で保険料を支払った。当時出張所の担当者から国民年金の加入について厳しく指導されたことを記憶している。申立期間について保険料を納めていた事は間違いないので、再度徹底した調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持している年金手帳について、「昭和57年3月25日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に発行されたものであり、申立期間に係る国民年金の加入手続時に市役所出張所へ持参した。」と述べているが、国民年金の加入手続が当時行われたのであれば記載されるべき国民年金の手帳記号番号が、当該年金手帳には記載されていない。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に国民年金の被保険者記録が記載されているが、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金の被保険者記録に係る平成2年4月18日、同年10月20日、同年10月21日及び11年1月1日の資格取得・喪失の手続が、11年1月29日にさかのぼって行われていることが確認できることから、「国民年金の記録(1)」欄は、11年1月以降に記載されたものと推認できるとともに、申立人には9年1月1日に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、制度上、基礎年金番号が付番された後、新たに国民年金の記号番号が払い出されることは無いことから、当該年金手帳に国民年金の記号番号が記載されていないことは自然である。

さらに、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によ

り、申立期間に係る申立人の氏名は確認できず、ほかに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、平成11年1月にさかのぼって手続が行われた時点において、申立期間は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 51 年 2 月まで

国民年金被保険者期間について照会申出書を提出したところ、昭和 45 年 7 月から 51 年 2 月までの期間に納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、A社を退職後、昭和 45 年 7 月ころに国民年金に任意加入し、当時は毎回決まった場所へ市役所の職員が白のワンボックスカーで集金に来ており、2～3か月に1回の割合で納付していた。

国民年金保険料を納付していたはずなので納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、昭和 45 年 7 月ころに国民年金に任意加入をしたとしているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 4 月 13 日に払い出されたことが確認でき、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることから、さかのぼって加入することができず保険料を納付することもできない。

また、申立人がB市に転居した時に交付されたとする国民年金手帳には、はじめて被保険者となった日が昭和 51 年 3 月 23 日と記載されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月まで

国民年金の記録について社会保険事務所へ照会したところ、昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月までの期間について納付記録が無いとの回答をもらった。そのころは、子供の高校入学に併せて駅に近い所に転居し、当時は忙しく記憶はあまり無いが A 市役所の窓口で納めたことは確かである。また、氏名の変更処理が正確に行われているか確認して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、社会保険事務所から申立人に対し申立期間の一部である昭和 55 年度から 58 年度の各年度において、当該年度中に納付されなかった場合、社会保険事務所から納付催告を行ったことを示す「催告」の記載があり、保険料が現年度納付されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納めたとしているが、同台帳により、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間は過年度納付によるものであることが確認でき、それぞれの期間の納付日から申立人は社会保険事務所から送付された「催告」に基づく納付書により納付したものであることが推認でき、これについては、市役所の窓口での取り扱いはできないものである。

さらに、申立人については、氏名変更の手続きは適切に行われていることが確認できるものの、資格に関する届出については適切に行われていなかった様子もうかがえる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 46 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 38 年 1 月から 46 年 3 月までの期間は納付の事実が確認できないとの回答をもらった。しかし、当時は自治会の集金で納めたり、銀行の職員に来訪してもらったりして納付していた。

国民年金保険料を納付していたはずなので納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 2 月 27 日に払い出されていることが確認でき、その時点において 44 年 12 月以前は時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に在住していた市において、申立人が国民年金に加入していたことの確認ができない。

さらに、申立人の国民年金加入手続や納付状況については不明確であり、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月まで

昭和 38 年 1 月 16 日に役場の職員二人が自宅に来た時に、「20 歳になったら国民年金に入らないといけない。」と言われ、その場で保険料の 100 円を渡した。以後、昭和 42 年 3 月まで毎月同じ二人が自宅に集金に来て、その都度 100 円を渡していた。この間、領収書のようなものは無く年金手帳ももらわなかった。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月 1 日に払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間のうち 40 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 38 年 1 月から役場の職員が自宅に集金に来ていたとしているが、当時、申立人が居住していた地域は、婦人会が保険料の集金を行っていたことが確認できる上、申立人に対し役場の職員が 51 か月間集金を行っていながら国民年金手帳が発行されなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 458 (事案 5 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

当時は、婦人会か町内会の世話役の女性の方が、月に一回、各家庭を一軒一軒回っておられ、母親がその方に国民年金保険料を預けていたはずなので当該期間を納付済期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 40 年 4 月 15 日に申立人を含む兄弟 3 人の国民年金手帳記号番号が同時に払い出されており、その時点において、申立期間の大部分の期間については、時効により申立人は国民年金保険料を納付できないこと、また、申立期間に係る家族の国民年金保険料の納付状況については、社会保険事務所が保存している国民年金被保険者台帳によると、昭和 50 年 12 月に特例納付されていることが確認でき、申立期間当時は未納であることから、集金人に対して国民年金保険料を納付していないこと、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 19 年 11 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの期間、37 年 11 月から 38 年 7 月までの期間、39 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、44 年 10 月から 46 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 38 年 7 月まで
③ 昭和 39 年 12 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで
⑥ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 36 年にA市役所B出張所で国民年金の加入手続をし、保険料は市営住宅の家賃と一緒に毎月市役所で支払っていた。また、昭和 46 年ごろから転居を重ね、C市に住んでからは、自治会の集金や自分で市役所に保険料を納めに行った。申立期間について、国民年金保険料を納付したので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和 36 年 7 月ころにA市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、毎回、同市役所へ現金を持参して保険料の納付を行い、その都度必ず領収書を受け取ったと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 11 月 12 日に夫婦連番で払い出されており、A市では、申立人の住民登録や国民年金保険納付に係る記録は確認できず、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当時、A市では、国民年金保険料の収納は、印紙検認方式を徹底し

ていたとしており、納付の都度領収書を受け取ったとする申立人の主張は不自然である。

申立期間④について、申立人は、この期間の保険料はすべてD市役所の国民年金窓口で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金被保険者台帳が昭和45年1月14日にE社会保険事務所からF社会保険事務所へ移管された旨記録されており、一貫してD市役所で納付したとの主張は不自然である。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、毎回、C市役所の国民年金窓口で納付書によらず現金で納付したと主張しているが、C市においては昭和55年4月から納付書の送付が始められており、毎回現金のみを持参して納付したとの主張は不自然である。

また、申立人は、当時、日常20万円程度の金額が手元にあったので保険料を納付できる資力はあったと主張しているが、申立期間⑤と⑥とのはざまの1年間について、申請免除の手続きを行い保険料の納付が免除されており、そこから判断される経済的な状況は必ずしも申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の配偶者も、申立人と同様に申請免除期間を挟んで保険料が未納となっている上、申立期間⑤について、社会保険事務所が保管している申立人の被保険者台帳には、催告状を送付した旨記録されていることから、申立人は、この期間の保険料が未納であったことを知り得ていたと考えられる。

加えて、C市が保管する申立人の被保険者名簿には、昭和61年7月18日にC市からG市に転出した旨記録されており、62年3月までの保険料をC市役所の窓口で納付したとの申立人の主張は不自然である。

そのほか、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 7 月まで
昭和 43 年 4 月から同年 7 月末まで A 市にあった B 社に勤務した。厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、間違いなく勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における就業時の記憶や同社の元従業員の証言から、申立人は同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所に保管されている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間前後において申立人の氏名の記載を確認することができず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見られない。

また、元従業員については、社会保険庁の記録により、以前に勤務していた会社の退職後間もなく同社において資格を取得している者が確認できる一方、「同社に入社後、半年くらいは厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言する元従業員もあり、同社における従業員の厚生年金保険の加入状況については元事業主の協力が得られなかったことから不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 26 日から同年 10 月 20 日まで
A社の経営者の娘と結婚し、後継者として同社に迎え入れられた。昭和 46 年 10 月末日に離婚したことから同社を退職したが、その直前まで働いていたことを覚えているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 46 年 9 月にA社に入社した元従業員は、申立人のことを知らないとしている上、申立人を知る元同僚も、「いつごろ辞めたかはっきりした記憶は無いものの、確か暑いころだった。」と証言しており、申立人の勤務実態及び勤務期間については明確な証言を得ることはできない。

また、申立人は、離婚を機に当該事業所を退職したとしているが、申立人に係る除籍謄本により、離婚日は同年 8 月 25 日であることが確認できるとともに、申立人の元妻は、同年 7 月には実家に戻っていたと証言している。

さらに、社会保険事務所で保管している申立人に係る被保険者名簿には修正等は無く事務処理の不自然さは見当たらないことから、資格を喪失した昭和 46 年 7 月 26 日ころに、事業主により喪失の届出が行われたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで

私は昭和 29 年 4 月 3 日から A 社 B 工場に勤務し、35 年 12 月に退職した。当時、同社を退職した理由は結婚によるものではなく、また、退職後は失業保険を受給しながら洋裁学校に通学しており、脱退手当金の請求手続を行うはずがない。脱退手当金制度があることすら知らず、まして、請求した覚えもない。脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 12 月 21 日に前後する 34 年 6 月から 36 年 6 月までに資格喪失した者 14 人を抽出し脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格の無い 1 人を除き、13 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、また、1 人を除き、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月から 30 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 10 月から 56 年 9 月まで

中学校を卒業後、集団就職でA社に車の修理工として採用されたが、勤めていた申立期間①について、厚生年金保険の記録がない。

申立期間②について、勤務期間は不確かであるが、B社で長距離トラックの運転手として働き、給与から社会保険料を控除されていた。

申立期間③について、C社で長距離トラックの運転手をしていた。

これまで転職を繰り返しているが、健康面で不安があったので、必ず社会保険のある会社に勤めていた。厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当初申立人は昭和 28 年 4 月から 30 年 3 月までA社に勤務していたと認識していたところ、同社のグループ会社であるD社において28年4月6日から29年6月25日までの期間について厚生年金保険の被保険者であることが確認されたこと、A社の労働者名簿には、29年6月25日「人員整理のため解雇」と記載されていることから、申立人が、30年3月までA社又はD社において継続して勤務していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①にA社又はD社に勤務していたことや厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせるような証言も得られなかった。

申立期間②について、事業所照会をしたところ、当時のB社の事業主は既に亡くなっており、証言を得ることができないほか、同僚も不明で申立人の申立期間②に係る勤務実態については、確認できる資料が無いため、申立て

の事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間②に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせるような証言も得られなかった。

申立期間③について、事業所照会をしたところ、当時のC社の事業主は既に亡くなっており、親族である現在の事業主からも明確な証言を得ることができないほか、同僚も不明で申立人の申立期間③に係る勤務実態について確認できる資料が無いため、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和61年4月1日であることが確認でき、同日より前に同社が適用事業所であった記録は無い。

さらに、事業主及びC社の当時の顧問税理士も、昭和61年3月以前は社会保険の適用はなかったと証言しており、申立期間③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び③について、雇用保険の記録は見当たらない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月から同年9月まで
② 昭和22年1月から24年11月まで

私は、昭和19年2月にA社に準社員として入社し同年9月まで勤務したが、この間、厚生年金保険の記録がない。また、昭和22年1月にB社C支店に入社し24年11月まで勤務していたが、この間も厚生年金保険の記録がない。私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚名がA社の被保険者名簿に記載されていることから判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年1月1日であることが確認でき、同日より前に同社が適用事業所であった記録は無い。

また、同社は昭和25年4月1日に全喪しており、元事業主は既に他界している上、申立期間①当時の人事記録等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、元同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所では、申立期間②当時の人事記録等の資料は既に処分しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②について、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらないことから、

申立人が申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとは考え難い。

さらに、同僚からは、申立期間②について申立人の厚生年金保険料控除をうかがえるような証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 1 日から平成 19 年 12 月 3 日まで
私は、A社の先代の社長との約束で給料は手取り 18 万円、賞与は 1 か月分 25 万円で入社した。給与から天引きされていた厚生年金保険料については支給総額に基づいた正しい額の保険料が控除されているものだと思っていた。標準報酬月額がいくらで決定されたか聞いたことはない。入社以来、実際の給与明細書の支給総額より計算した標準報酬月額が違うので訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 18 年 9 月から 19 年 11 月までの期間については、事業主が 20 年 1 月 30 日に訂正の算定基礎届を社会保険事務所に提出しており、標準報酬月額の改定に基づく記録の訂正が行われ、当該保険料が納付されているところ、申立人から提出のあった 5 年 11 月から 19 年 11 月までの給与明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致していることから、5 年 11 月から 19 年 11 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、給与明細書が存在しない昭和 61 年 2 月から平成 5 年 10 月までの期間においても、周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所に届出された標準報酬月額に対応する厚生年金保険料を上まわる保険料が給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 40 年 9 月まで

私は、1年ぐらい叔父の経営するA市のB社を手伝っていた。平成8年から10年ころ、A市の社会保険事務所から、過去の勤務実態の問い合わせがあったが、その当時は勤務していた記憶が無く、該当なしの回答をした。その後、叔父からその当時は厚生年金保険に入れていたと言われたのを思い出した。調査の上、被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた時、同社の中の飯場のようなところで、寝泊まりしていたと主張しているが、当時同社の専務から「申立人とは会社の飯場で同居していたこともある。」という証言があり、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。ただし、申立期間については、ほかの同僚からもはっきりとした証言が無く、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人はA市の社会保険事務所から問い合わせがあったと主張しているが、A市の社会保険事務所からは、当時の記録が無く、内容の確認ができないとの回答を得ている。

さらに、申立人の記憶が不明確で、申立期間が何回も変更されている上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も有していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 4 日から 38 年 8 月 31 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 2 日から 44 年 12 月 26 日まで

昭和 44 年 12 月に A 社（現 B 社）を退職した後、45 年 9 月に渡米した。昭和 46 年 10 月に一時帰国した際に、45 年 8 月 22 日付けの「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」を初めて目にした。自分がまだ日本にいたころに送られていたようだが、脱退手当金を受け取った覚えは全く無かったので社会保険事務所に問い合わせをしたが、「国庫の方へ返金されているだろう」と言われた。60 才になった時にも何度か社会保険事務所に通ったが、当時の資料は無く不明とのことであった。脱退手当金を受け取れなかったとすれば、いつごろ国庫に返金されたのか、また、もし支給されたとするならば、納得できる説明をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立期間③に係る申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①、②及び③の脱退手当金に係る支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間③に勤務していた A 社（現 B 社）には、申立人について、厚生年金保険資格喪失日と同日の昭和 44 年 12 月 26 日に同社の厚生年金基金についても特別脱退している記録がある。

さらに、申立人の脱退手当金支給に係る資料は前述の被保険者名簿以外に無く、同事業所に係る脱退手当金を受給した複数の女性は、退職時に事業所が手続を代行してくれたとしていること等から、申立人について

も、その委任により、事業所による脱退手当金の代理請求がなされたものとみるのが自然である。

加えて、脱退手当金の支給が取り消され、国庫に返納されたことを確認できる資料等はなく、このほかに申立人について、本人の意思によらずに脱退手当金が支給されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から23年10月31日まで
② 昭和25年2月1日から34年8月1日まで

私は、昭和21年11月1日に、A社からB社に転職した。C組合からD社と会社名は変わったが、同じ場所で仕事をしていた。記録では、昭和34年12月12日及び40年7月23日の2回に分けて脱退手当金が支給済みとなっているが、34年12月12日支給済とされている脱退手当金については受領した覚えがないので、厚生年金保険の脱退手当金の支給済みの記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については昭和23年10月31日に、申立期間②については34年8月1日に資格を喪失しているが、すべて同じ厚生年金保険手帳記号番号で記録されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、第1回目の脱退手当金支給後、再度、D社に入社した時の加入期間は別の厚生年金保険手帳記号番号に変わっており、第1回目の脱退手当金が支給されていなければ、第2回目の脱退手当金はB社、C組合及びD社の全加入期間が計算基礎となる。申立人が昭和40年7月23日に受給したと認めている第2回目の脱退手当金の計算基礎となる厚生年金保険の加入期間は、第1回目の脱退手当金支給後の厚生年金保険の被保険者期間だけで計算されている。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に第1回目の脱

退手当金支給日の直前の昭和 34 年 11 月 20 日付で回答済と記載があることから、裁定請求に基づく照会への回答があり、脱退手当金の支給事務が行われたことが推認され、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。